

令和6年度
定期監査等結果報告書

財政部
生活環境部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 永山宏恵様
いわき市長 内田広之様

いわき市監査委員 増子裕昭
同 大和田了寿
同 菅波健
同 坂本稔

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 財政部
- (2) 生活環境部

2 監査実施期間

令和6年8月6日から同年11月22日まで

3 監査の範囲

令和6年4月1日から同年6月30日までに、執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の対象のリスク

監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査した。

- (1) 随意契約に関する事務
- (2) 補助金に関する事務
- (3) 現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務
- (4) 収納に関する事務
- (5) 他自治体において、リスクが顕在化した事例等
- (6) 前回指摘した事項
- (7) その他

5 監査の方法

部長以下関係職員出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

財政部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務（その1）

市有地貸付に係る収入事務において、納入通知書が発行されていない例が認められた。
(施設マネジメント課)

※ 土地賃貸借契約に基づく市有地貸付収入について、納入の通知は、市財務規則第45条第1項の規定に基づき、納入通知書により行わなければならないが、納入義務者に対し、納入通知書が発行されていなかった。

いわき市財務規則

(納入の通知)

第45条 収入決定権者は、歳入の調定をしたときには、施行令第154条第2項の規定により納入の通知を必要としないのを除き、速やかに納入義務者に対し、納入通知書により納入の通知をしなければならない。

2～3 (略)

2 収入事務（その2）

市有地貸付に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。

(施設マネジメント課)

※ 市有地貸付収入について、納期限である令和6年4月30日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、督促が行われていなかった。

いわき市債権管理条例

(督促)

第6条 債権管理者は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、規則で定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

いわき市債権管理条例施行規則

(督促)

第3条 条例第6条の規定による督促は、履行期限後20日以内に書面により行うものとし、督促に指定する期限は、当該督促をする日から10日以内の日とする。

<意見又は要望とする事項>

1 収入事務（行政財産使用許可に係る内部統制強化について）

地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可については、市行政財産使用料条例（以下「条例」という。）に使用料の額や算出方法等が、市財務規則（以下「規則」という。）第242条から第246条に使用許可の手續等が規定されており、これらに規定されていない取扱いについては、公有財産に関する事務の総括管理を行う財政部長から発出される通知に基づき、各財産所管課が事務処理を行っている。

使用許可等にあたっては、市職務権限規程別表第2により、重要なものについては財政部長の、軽易なものについては施設マネジメント課長の合議が必要とされているが、過去の定期監査の結果においては、使用料及び附帯設備に係る光熱水費等の算定、調定の時期、納期限の指定などに対する指摘が複数の財産所管課で確認されている。

使用料の算定については、条例別表（第2条関係）に算出式が規定されているものの、財産の区分や設置物ごとに計算単位や算出式が定められており、使用期間によっても異なるなど、複雑なものとなっている。算出後に生じる使用料の額の端数処理が明示されていないことも算定誤りを招く可能性がある。

一方、使用料の徴収に係る調定及び納期限の指定は、合議後の事務となり、規則の収入に関する規定が適用されることとなるが、使用料の計算単位や使用許可期間などが一様ではないにもかかわらず、基準が明示されていないため、各財産所管課の判断によって適用していることが要因となっている。また、附帯設備に係る光熱水費等の算出については、財政部長からの通知に示されているものの、算出に要する面積や期間の計上に誤りが散見されている。

さらに、財政部長から発出された通知等は、全てを関係職員が常時閲覧・確認することができる状態に供されておらず、行政財産の使用許可等に係る事務を総括したマニュアル等が策定されていないことから、事務処理誤りの発生するリスクが非常に高いものと評価される。

については、各財産所管課が関係規定に基づき適正な事務処理を行うことができるよう、使用料等を適正に算定するための仕組みを構築し、調定の時期及び納期限の指定に係る関係規定の適用基準並びに既に発出されている財政部長通知等を整理した上で、条例改正の必要性を検討するとともに、行政財産の使用許可事務及び使用料の収入事務に係るマニュアル等を整備するなど、内部統制の強化に努めることを望むものである。

（施設マネジメント課）

地方自治法

（行政財産の管理及び処分）

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 （略）

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 (略)

いわき市行政財産使用料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合において、別に定めるもののほか、使用者から徴収する使用料の額及びその使用料の徴収の方法等に関し、定めるものとする。

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による使用料の額が近傍類似の当該行政財産と類似する財産に係る賃貸料と比較して著しく均衡を失うときは、同項の規定にかかわらず、市長は、別に使用料の額を定めることができる。

(使用料の徴収の方法)

第4条 使用料は、納入通知書により徴収する。

別表（第2条関係）

区分		使用料	
		計算単位	額
土地	電柱その他これに類する柱類（本柱、支柱、支線柱、支線等を各々1本とする。）を設置するために使用する場合	1本につき 1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所を設置するために使用する場合	1個につき 1年	850円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する管類を布設するために使用する場合	長さ1メートルにつき 1年	外径が0.07メートル未満のもの 18円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 26円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 38円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 51円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 77円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 100円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 180円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 260円 外径が1メートル以上のもの 510円

	掲示板、広告塔等を設置するために使用する場合	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	870円
	その他の場合	1 平方メートル 1 日につき	次の算式により算出される額 財産台帳に記載された 1 平方メートル当たりの $\times \frac{3}{100} \times \frac{1}{365}$ (又は 366) 土地の価額
建物		1 平方メートル 1 日につき	<p>市有地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び算式(2)により算出される額の合計額に1.1を乗じて得た額</p> <p>市有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び算式(3)により算出される額の合計額に1.1を乗じて得た額</p> <p>(1) 財産台帳に記載された 1 平方メートル当りの当該建物の価額 $\times \frac{6}{100} \times \frac{1}{365}$ (又は 366)</p> <p>(2) 財産台帳に記載された 1 平方メートル当りの当該建物の敷地の用に供されている土地の価額 $\times \frac{3}{100} \times \frac{1}{365}$ (又は 366)</p> <p>$\times \frac{\text{当該建物の建て面積}}{\text{当該建物の延べ面積}}$</p> <p>(3) $\frac{\text{当該土地の所有者に対して市が支払うべき地代の 1 日当たりの額}}{\text{当該建物の延べ面積}}$</p>

備考

- 1 この表の種類により難いもの又はこの表に種類の定めがないものに係る使用料の額については、その都度市長の定めるところによる。
- 2 この表に基づいて使用料を算出する際、面積、期間又は長さにつき、その計算単位に満たない端数があるときは、これを切り上げて計算する。ただし、期間につき、年単位のもので 1 年に満たない端数月数があるときは、月割計算とする。
- 3 使用期間が 1 月未満の土地に係る使用料の額は、この表に基づき算出した額に 1.1 を乗じて得た額とする。

いわき市財務規則

(調定の時期)

第37条 調定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期にしなければならない。

- (1) 納期の一定している収入金で納入の通知を発するもの 市長が別に定めるものを除くほか、納期の10日前まで
- (2) 納期の一定している収入金のうち申告納付又は申告納入に係るもの 申告書の提出のあ

つたとき。

(3) 随時の収入金で納入通知書を発するもの 原因の発生したとき。

(4) 随時の収入金で納入通知書を発しないもの 原因の発生したとき又は収入のあつたとき。

2 (略)

(納期限)

第43条 収入金の納期限は、別段の定めがある場合はこれにより、定めがない場合は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより指定しなければならない。

(1) 会計年度単位で定めた収入金 その年度の4月末日

(2) 月単位で定めた収入金 その月の10日

(3) 日単位で定めた収入金 その初日

(4) その性質上、前3号の定めによることができない収入金 調定の日から14日以内の日

(納入通知書の発行期限)

第47条 納入通知書は、別段の定めがある場合を除くほか、次の各号に定めるところによりこれを発しなければならない。

(1) 定期の収入は、当該収入金に係る納期限の7日以前

(2) 契約による収入は、当該収入金に係る納期限の7日以前

(3) 前2号に定める収入以外の収入は、当該収入金に係る納期限の10日以前

(行政財産の使用許可基準)

第242条 行政財産は、次の各号の一に該当する場合に限り、法第238条の4第7項の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(1)～(4) (略)

(使用許可の期間)

第243条 前条の規定による使用期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、1年を超えない期間で更新をすることができる。

2 財産管理者は、前項のただし書の規定により使用許可期間の更新を受けようとする者がある場合は、使用許可期間満了の日前30日までに行政財産継続使用申請書(第169号様式)により次条の規定の例により申請させなければならない。

(使用許可の手続)

第244条 財産管理者は、行政財産の使用についてその希望者から申し出を受けた場合において、第242条に該当し、やむを得ないものと認められる場合は、行政財産使用許可申請書(第170号様式)により申請させ、その申請に基づいて申請者について必要な調査を行い、行政財産使用許可書(第171号様式)により市長の決裁を受けなければならない。

(許可の条件)

第245条 行政財産の使用許可は、使用目的、使用期間、使用料の額及び使用料の納入方法のほか、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。ただし、特にその使用の目的により必要でないとするものについては省略することができる。

(1)～(6) (略)

(光熱水費等の負担)

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

2 収入事務（市税等の徴収対策について）

本市における市税等の徴収対策は、税務課及び各税務事務所において、毎年度策定している市税等徴収方針に基づき、滞納者に対する財産調査の徹底や現地調査の強化など、状況に応じた滞納整理を実施しているほか、平成25年度から「市納税案内センター」を設置し、現年度未納者への電話催促等による早期納付を促進している。

また、本年度から利用開始した預貯金照会電子化サービスは、金融機関等からの回答取得の短縮や照会件数の拡大による効率的で効果的な滞納整理を可能としたところである。

しかし、本市における市税の令和5年度徴収率にあつては、現年課税分が98.9%、滞納繰越分が25.9%、合計が96.6%となっている一方、中核市62市の平均は、現年課税分が99.4%、滞納繰越分が28.9%、合計が98.1%となっており、いずれの徴収率にあつても本市が中核市平均を下回る結果となっている。特に現年課税分は中核市62市中最低位であり、令和元年度から令和5年度までの推移においても、横ばい傾向が続いている。

このことから、市税が歳入の根幹をなすものであるとの認識の下、人口減少の進行に伴い将来的な税収の逡減が見込まれる中であつて、自主財源の積極的な確保に努めるべく、臨戸訪問による納付勧奨や納税相談をはじめとしたより一層の徴収対策を強化するほか、先行自治体の状況を参考としながら、新たな業務委託の導入やDXの推進、適切な数値目標の設定を検討するなど、徴収率向上に向けた取り組みを望むものである。

なお、市税等の円滑な納付を推進してきた納税貯蓄組合についても、組合員の高齢化等を理由として組合数及び組合員数が年々減少しており、休止する地区方部会も見受けられていることから、社会情勢の変化を踏まえた納税貯蓄組合の今後のあり方についても見直しを検討されたい。

(税務課)

生活環境部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 支出事務（その1）

補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請を受理し、交付決定を行っている例が認められた。

（資源循環推進課）

※ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による事業計画書、収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例4件あり】

なお、要綱の規定が実態に即していない場合は、その改正等について検討されたい。

いわき市補助金等交付規則

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、前項の添付書類の一部を省略させることができる。

いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、購入後6カ月以内に 補助金交付申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 第1条の2第2項の家庭用生ごみ処理機の購入者にあつては、前項の補助金交付申請書に、市税を完納していることを証する書類（第2号様式）を添付しなければならない。

2 支出事務（その2）

補助金の交付に係る支出事務において、交付決定前に補助金等決定通知書を発出し、支出負担行為の手続きを行っている例が認められた。

(資源循環推進課)

※ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金について、令和6年5月22日付けで交付決定しているが、補助金等決定通知書を、交付決定前の同月17日付けで発出していた。

また、市財務規則第63条第1項の規定により、支出負担行為は交付決定のときに行わなければならないが、交付決定前の同月17日に行われていた。【類例2件あり】

いわき市補助金等交付規則

(補助金等の交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付を決定する。

2 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等決定通知書（第2号様式）により、申請をした者に通知する。

いわき市財務規則

(支出負担行為の手続)

第62条 支出負担行為権者は、支出負担行為をするときは、別段の定めがある場合を除くほか、支出負担行為の内容を示すため、支出負担行為書（第25号様式）を作成しなければならない。支出負担行為をしたのちにおいて、当該支出負担行為の内容を変更し、又はこれを取り消す場合においても、また同様とする。

(支出負担行為の整理区分)

第63条 支出負担行為権者が、支出負担行為をする場合における支出負担行為として整理する時期、支出負担行為として会計管理者の確認を受ける時期、支出負担行為の範囲及び支出負担行為に必要なおもな書類は、別表第3に定めるとおりとする。

2 (略)

別表第3（第63条関係） ※ 抜粋

支出負担行為の整理区分（節区分）

節の区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為として出納機関の確認を受ける時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要なおもな書類	摘要
18 <u>負担金、補助及び交付金</u>	<u>交付又は支出決定のとき（請求のあつたとき）</u>	支出命令を發したとき	交付又は支出する額（請求のあつた額）	申請書 指令書案 交付又は支出する関係書類 工事請負契約に類する場合は、工事請負費に必要な書類（請求書 積算基礎を明らかにした書類）	指令を要しないものは、括弧書によることができる。

3 支出事務（その3）

補助金の交付に係る事務において、補助対象ではない経費を含めて交付決定を行っている例が認められた。

（資源循環推進課）

※ いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の額について、同補助金交付要綱第3条に基づき算定しているが、補助対象経費ではない延長保証料を加えて補助金額を算定し交付決定を行っていた。

いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

（補助の額等）

第3条 補助の額は、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 生ごみ処理機器の購入費の2分の1以内（その額が1万5,000円を超えるときは1万5,000円。）の額とする。
- (2) 生ごみ自家処理容器 生ごみ処理容器の購入費の2分の1以内（その額が3,000円を超えるときは3,000円。）の額とする。

2 （略）

4 契約事務（その1）

プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。

（環境企画課）

※ プロポーザル方式の実施において、市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、参加の可否を判断することとされている。

ゼロカーボン人づくり公民連携事業業務委託に係る公募型プロポーザルの実施においては、市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させていたものの、審査の過程において警察に対し暴力団等の該当性情報の照会を行わないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。

さらに、ゼロカーボン人づくり公民連携事業公募型プロポーザル実施要領において提出書類として定めている昨年度事業実績書及び収支決算書の提出を受けないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団等と認められる者
- (2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 （略）

いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン

（参加資格）

第7条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (2) （略）
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (4) （略）

2 前項の規定にかかわらず、業務の特殊性などを考慮し、広く提案を求める必要がある等の場合には、業務等の実施に際して必要と認められる要件を別に定めた上で、同項1号に該当しない者をプロポーザル方式による選定に参加させることができる。

3 前項の規定により、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者をプロポーザル方式に参加させようとする場合は、次に掲げる書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、その参加の適否を判断するものとする。

(1)～(2) (略)

(3) 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書

(4) (略)

(5) 財務諸表等 (必要に応じ)

(6) 業務経歴書等 (必要に応じ)

(7) (略)

(公募型プロポーザル方式)

第8条 (略)

2 (略)

3 所管課は、公募型プロポーザル方式による選定に参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）に、公告において指定する日までに実施要領等に定める必要書類を添付した参加申込書を提出させ、それらに基づき参加資格の審査を行うものとする。

4 所管課は、参加資格の審査を終えたときは、参加申込期間の最終日から5日以内に、その結果を書面により参加申込者全員に通知するものとする。この場合において、参加資格を満たしていないとした参加申込者に対しては、所管課は、その理由及び当該参加申込者が理由の説明を書面で求めることができる期間（5日以上）を付して、その結果を通知するものとする。

5 (略)

6 第4項の規定にかかわらず、前条第2項の規定によりいわき市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させる場合における当該参加申込者に対する通知等の取扱いについては、所管課が別に定めるものとする。

ゼロカーボン人づくり公民連携事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

4 参加申込方法等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の書類を提出すること。

参 加 申 込 書	様式1 参加申込書
	様式2 応募者の概要書
	様式3 応募者の目的等についての誓約書
	様式4 同意書
	添付1 応募者の定款、規約、会則等の写し
	添付2 応募者の昨年度事業実績書 (任意様式)
	添付3 応募者の昨年度収支決算書 (任意様式)
	添付4 法人又は法人格のない場合の公的証明書 ・法人：登記事項証明書等 ・法人格のない場合：団体の代表者の住民票
添付5 納税証明書 (未納が無いことを確認できるもの) または【別紙】市税完納証明申請書 (市長に証明されたもの)	

5 契約事務（その2）

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

（資源循環推進課）

※ 普通財産の貸付に係る契約事務について、市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

（契約等からの暴力団等の排除）

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

（契約からの排除措置）

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

6 契約事務（その3）

契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。

(廃棄物対策課)

※ 不法投棄常習地区巡回清掃業務委託（北部地区）においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を適用した随意契約の理由として、コスト比較表を添付していたが、選定業者と他者等との比較が行われておらず、選定業者が優位であることが立証されていなかった。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1)～(5) (略)

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7)～(9) (略)

2～4 (略)

<参考>

随意契約に関する事務執行のための指針（財政部契約課）

(抜粋) 40ページ

(6) 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

【本号の適用にあたって】

○ 競争入札に付す方が随意契約に付すよりも、納期・工期や経費で不利となることが認められる場合が該当します。

ただし、「不利」の判断については、個々具体的な事実に基づき限定的な認定を必要とするため、「不利」となることを具体的に説明できなければなりません。

○ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号との違いについては、第2号はその人しか履行できないため競争入札に付することができない場合であるのに対し、本号は履行可能な人が複数存在するが、競争によることが不利と認められる合理的な理由がある場合に適用となります。

○ 本号を適用とする場合は、単にこれまでの実績や信用度を考慮したという理由だけでは不十分であり、他者や標準的な工期又は標準的な積算額と比較して、期間や経費の面で選定業者が優位であることを立証する書類（工程表、コスト比較表等）を起工伺に添付してください。

7 財産管理事務

郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。

(資源循環推進課)

※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点(令和6年8月7日)において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。

いわき市文書等管理規程

(発送)

第48条 (略)

2～3 (略)

4 郵便切手又は料額印面の付いた郵便はがき等の受払いについては、郵便切手等管理簿(第11号様式)により、その受払いの状況を明らかにしておかなければならない。

